明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第三百十八条の見出しを「（控除対象扶養親族等を従たる給与についての扶養控除等申告書に追加する場合の手続）」に改め、同条中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第三百十九条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「個人年金保険料」を「旧個人年金保険料」に、「第七十六条第二項」を「第七十六条第九項」に、「個人年金保険契約等」を「旧個人年金保険契約等」に、「当該契約」を「当該旧個人年金保険契約等」に改め、「割戻金の額」の下に「（当該旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条第三号中「規定する生命保険料」を「規定する旧生命保険料」に、「当該生命保険料」を「当該旧生命保険料」に、「第七十六条第一項（生命保険料控除）」を「第七十六条第六項」に、「生命保険契約等」を「旧生命保険契約等」に、「当該契約」を「当該旧生命保険契約等」に、「生命保険料の払込み」を「当該旧生命保険料の払込み」に改め、「割戻金の額」の下に「（当該旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）」を加え、「とき。」を「とき」に、「超える生命保険料」を「超える旧生命保険料」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　当該申告書に法第百九十六条第一項第三号に規定する介護医療保険料の金額を記載する場合　当該介護医療保険料の金額（その年において当該介護医療保険料の金額に係る法第七十六条第七項に規定する介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻しを受け、又は当該介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該介護医療保険料に係る部分の金額として第二百八条の五第二項において準用する同条第一項の定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額）その他財務省令で定める事項を証する書類

六　当該申告書に法第百九十六条第一項第三号に規定する新個人年金保険料の金額を記載する場合　当該新個人年金保険料の金額（その年において当該新個人年金保険料の金額に係る法第七十六条第八項に規定する新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻しを受け、又は当該新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該新個人年金保険料に係る部分の金額として第二百八条の五第二項において準用する同条第一項の定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額）その他財務省令で定める事項を証する書類

第三百十九条第二号の次に次の一号を加える。

三　当該申告書に法第百九十六条第一項第三号に規定する新生命保険料の金額を記載する場合　当該新生命保険料の金額（その年において当該新生命保険料の金額に係る法第七十六条第五項（生命保険料控除）に規定する新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻しを受け、又は当該新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該新生命保険料に係る部分の金額として第二百八条の五第一項（新生命保険料等の金額から控除する剰余金等の額）の定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額）その他財務省令で定める事項を証する書類

第三百二十条第二項中「の保険事故」を「（保険業法第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいう。）又はこれに類する共済に係る契約の保険事故又は共済事故」に改める。

第三百二十六条第二項第二号中「生命保険契約等となる共済に係る契約」を「生命共済契約等」に改め、同条第三項第一号中「第七十六条第三項第一号」を「第七十六条第六項第一号」に、「生命保険契約」を「契約のうち生命保険契約（第百八十三条第三項第一号（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する生命保険契約をいう。次号において同じ。）、旧簡易生命保険契約（第百八十三条第三項第一号に規定する旧簡易生命保険契約をいう。）」に改め、「（生命保険年金等に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）」を削り、同項第二号中「第七十六条第三項第四号に掲げる保険契約」を「第七十六条第六項第四号に掲げる契約」に改める。

第三百三十六条第五項及び第三百三十九条第七項中「上場証券投資信託」を「上場証券投資信託等」に改める。

第三百四十五条第一項第二号中「第六十一条第四項第六号」を「法人税法第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産として第六十一条第四項第三号」に改め、「に規定する分割法人の株主等に同項第三号」及び「当該株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当又は利益の配当として交付がされた法人税法第二条第十二号の九に規定する分割対価資産以外のものを除く。）」を削る。

第三百五十条の三第一項中「商品取引員等」を「商品先物取引業者等」に改め、同条第二項第一号中「次号において同じ。）」の下に「又は外国商品市場取引（同項第一号に規定する外国商品市場取引をいう。以下この号において同じ。）」を加え、「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「この号に」を「この号及び第三号に」に改め、「当該商品先物取引」及び「をする商品先物取引」の下に「又は外国商品市場取引」を加え、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第二百二十四条の五第一項第五号」を「第二百二十四条の五第一項第六号」に、「同条第一項第三号」を「同条第一項第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第二百二十四条の五第一項第四号」を「第二百二十四条の五第一項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第二百二十四条の五第一項第三号」を「第二百二十四条の五第一項第四号」に改め、「同じ。）」の下に「又は外国市場デリバティブ取引（同項第四号に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）」を加え、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、「当該市場デリバティブ取引」及び「をする市場デリバティブ取引」の下に「又は外国市場デリバティブ取引」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　店頭商品デリバティブ取引（法第二百二十四条の五第一項第三号に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）の差金等決済をする者が、商品先物取引業者と当該店頭商品デリバティブ取引に係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称及び住所を当該商品先物取引業者の当該店頭商品デリバティブ取引に係る営業所等の長に（当該店頭商品デリバティブ取引を取次ぎにより行つた場合には、当該取次ぎを引き受けた商品先物取引業者と当該取次ぎに係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称及び住所を当該商品先物取引業者の当該取次ぎに係る営業所等の長に）告知しているとき　これらの契約に基づき行う店頭商品デリバティブ取引

第三百五十条の三第三項中「商品取引員等」を「商品先物取引業者等」に改める。

第三百五十条の四第一項及び第三項並びに第三百五十条の五（見出しを含む。）中「商品取引員等」を「商品先物取引業者等」に改める。

第三百五十条の六を削る。

第三百五十一条第一項第一号中「生命保険契約」の下に「（法第二百二十五条第一項第四号に規定する生命保険契約をいう。次項第一号において同じ。）又は旧簡易生命保険契約（第三十条第一号（非課税とされる保険金、損害賠償金等）に規定する旧簡易生命保険契約をいう。）」を加え、同項第二号中「第七十六条第三項第三号」を「第七十六条第六項第三号」に改め、同条第二項第一号中「第七十六条第三項第四号（生命保険料控除）に掲げる保険契約」を「第七十六条第六項第四号に掲げる契約」に、「保険業法第二条第十八項（定義）」を「法第二百二十五条第一項第五号」に、「と締結した」を「の締結した同号に規定する」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二百二十二条第五項の改正規定、第二百二十二条の二第一項第二号ロの改正規定並びに第三百三十六条第五項及び第三百三十九条第七項の改正規定　平成二十二年六月一日